

第5章 施策の柱

福岡市の現状と課題等を踏まえ、以下の9つの施策の柱を立て、それぞれ必要な具体的施策に取り組んでいきます。

1 動物愛護・適正飼育の推進

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現のために不可欠な、動物の生命を尊重する気風の醸成、動物の適正飼育や取扱い、動物の生理及び生体に関する知識の普及啓発を行います。

2 飼い主のいない猫問題対策

飼い主のいない猫に起因する迷惑や住民間のトラブルの発生防止、また飼い主のいない猫の収容頭数削減のため、不妊去勢手術の推進や不適切な給餌に対する指導啓発を行うとともに、地域猫活動等の取組みへの支援など、必要な対策を進めていきます。

3 譲渡の推進

収容された犬猫について飼い主への返還に努めるとともに、飼い主が判明しないものは可能な限り譲渡の機会を広げるとともに、動物関係団体や動物取扱業者等と連携し譲渡を行っています。

4 多頭飼育問題対策

周辺の生活環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題に対し、高齢者福祉などの関係部局や関係機関との連携を図り解決に取り組むとともに、発生防止に努めます。

5 監視指導

関係法令遵守や動物愛護管理推進の観点から動物取扱業者、実験動物飼育施設、産業動物飼育施設等への効果的な監視指導を行います。

6 マイクロチップ装着の推進

犬猫の遺棄防止や逸走時の飼い主への返還率向上のため、マイクロチップの装着を推進します。また、登録情報の変更手続きについて飼い主への周知啓発を行います。

7 狂犬病予防

狂犬病の発生やまん延防止のため、犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

8 共働の推進

適正飼育の啓発や犬猫の譲渡を推進するため、動物関係団体や動物取扱業者との共働を進めていきます。

また、動物愛護管理センターの取組みに協力するボランティアを積極的に受け入れるとともに活動の場を広げていきます。

9 危機管理対策

災害発生時や狂犬病発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理体制の整備を行います。